

東都医保発第1100号
(地区第641号)
令和3年7月9日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 黒瀬 巖
(公印省略)

7月の連休における診療・検査医療機関の休日加算の取扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

7月の連休における、新型コロナウイルスの感染拡大に備えるため、令和3年7月8日付東都医健発第1094号(地区第636号)「オリンピック・パラリンピック大会に関する連休等における医療提供体制確保への協力依頼について」により、各医療機関に対して診療・検査体制の確保支援事業へのご協力をお願いいたしました。

また、休日等における診療・検査医療機関の診療報酬については、令和2年11月2日付東都医保発第2231号(地区第1289号)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その29)」において、「診療・検査医療機関」が休日または深夜に発熱患者等の診療を行った場合、地方自治体等が実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関等とみなされ、休日加算または深夜加算を算定可能であることについてご通知いたしました。

今般、7月の連休における「診療・検査医療機関」の休日加算等の取扱いについて、別添のとおり取り纏めましたのでご通知申し上げます。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

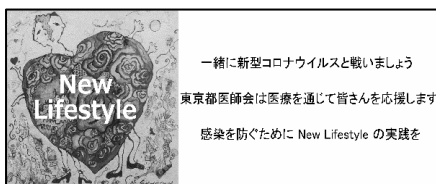
記

■診療・検査医療機関における休日加算算定可能日

休日加算欄に「○」がある日で、診療・検査医療機関が申請時間に診察した場合、あるいは診療・検査医療機関としての登録の有無に関わらず、休日加算の要件を満たしている場合については、休日加算を算定することが可能です。8月の連休についても同様の取扱いとなります。

期日	7/22(木・祝)	7/23(金・祝)	7/24(土)	7/25(日)
休日加算	○	○	×	○

参考:平日(土曜日を含む)において、診療・検査医療機関として申請している時間が、医療機関の標榜する診療時間外であった場合は時間外加算が算定できます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL: 03-3294-8821 FAX: 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

診療・検査医療機関の7月の連休における診療報酬の事例等について

以下の各事例について、診療・検査医療機関は別紙「診療・検査医療機関 休日加算内訳」に示した時間帯においては休日加算を算定することが可能です。

■事例対象医療機関

7月連休中の日曜・祝日又は深夜に発熱外来を行う旨、東京都に申請した診療・検査医療機関

事例1	通常、日曜・祝日を休診日としている医療機関が、診療・検査医療機関として7月23日(金・祝)の午前8時～12時(4時間)を発熱外来を行う診療時間として申請した場合
事例2	通常、日曜・祝日であっても、診療時間を8時～12時、13時～17時(12時～13時昼休)とし、院内掲示等により患者に周知を行っている医療機関が、診療・検査医療機関として7月23日(金・祝)の通常診療時間外の17時～19時(2時間)を発熱外来を行う診療時間として申請した場合
事例3	通常、日曜・祝日であっても、診療時間を8時～12時、13時～17時(12時～13時昼休)とし、院内掲示等により患者に周知を行っている医療機関が、診療・検査医療機関として7月23日(金・祝)の通常診療時間内の15時～17時(2時間)を発熱外来を行う診療時間として申請した場合(日本医師会 確認)

※診療・検査医療機関が発熱等外来として登録した時間内に受診した患者は、発熱患者等に限らず、全ての患者が休日加算の対象となります。

■参考：「診療・検査医療機関」以外の医療機関の対応

※別紙「事例対象外 休日加算内訳」参照

他事例1	【A医療機関】日曜・祝日を休診日としていて、診療応需体制(診察が行える体制)を解いている状態で、急患等の患者の求めに応じて診察を行った医療機関 【B医療機関】地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられた医療機関として、地方自治体の指示する時間に診察を行った医療機関
他事例2	日曜・祝日を診療日としている医療機関 (院内掲示等により患者に周知を行っている) 診療時間 8:00～11:00、15:00～19:00 昼休み 11:00～15:00
他事例3	日曜・祝日を診療日としている医療機関(院内掲示等により患者に周知を行っている)で、夜間早朝等加算の要件*を満たしている医療機関 診療時間 8:00～11:00、15:00～19:00 昼休み 11:00～15:00

*…他事例3については、以下の3点を全て満たすこと

- ① 保険診療を行っている診療所
- ② 1週間の診療時間の合計が、30時間以上(訪問診療と救急診療所に対する特例有り)
- ③ 診療時間と該当時間帯には加算を行う旨の掲示をしている

診療・検査医療機関の指定は以下の東京都のホームページから申請できます。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/shinryoukensa.html>

東京都福祉保健局 感染症対策部 事業推進課 感染症医療整備担当 (03-5320-4347)

(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課

TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097

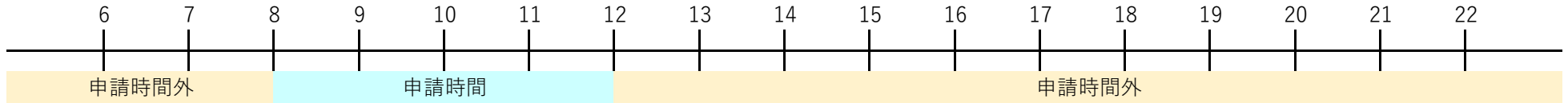
<< 診療・検査医療機関 休日加算内訳 >>

別紙



【事例1】

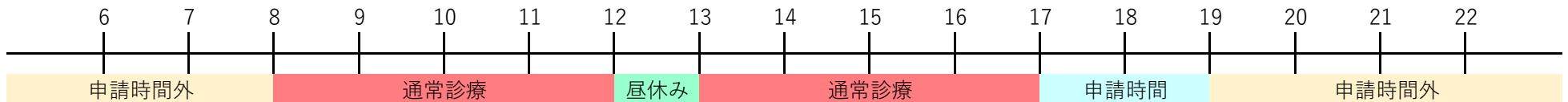
通常、日曜・祝日を休診としている医療機関が、診療・検査医療機関として7月23日（金・祝）の午前8時～12時（4時間）を発熱外来として申請した場合



初診料	288								
加算	深夜加算 480	休日加算 250						深夜加算 480	
合計	768	538						768	

【事例2】

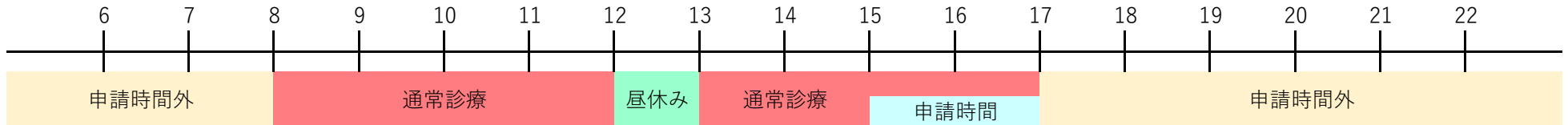
通常、日曜・祝日であっても8時～12時、13時～17時を診療時間（12時～13時は昼休）と周知している医療機関が、診療・検査医療機関として7月23日（金・祝）の通常診療時間外の17時～19時（2時間）を発熱外来として申請した場合



初診料	288									
加算	深夜加算 480	休日加算 250	休日加算無し 0			休日加算 250	休日加算無し 0		休日加算 250	深夜加算 480
合計	768	538	288			538	288		538	768

【事例3】

通常、日曜・祝日であっても8時～12時、13時～17時を診療時間（12時～13時は昼休）と周知している医療機関が、診療・検査医療機関として7月23日（金・祝）の通常診療時間内の15時～17時（2時間）を発熱外来として申請した場合



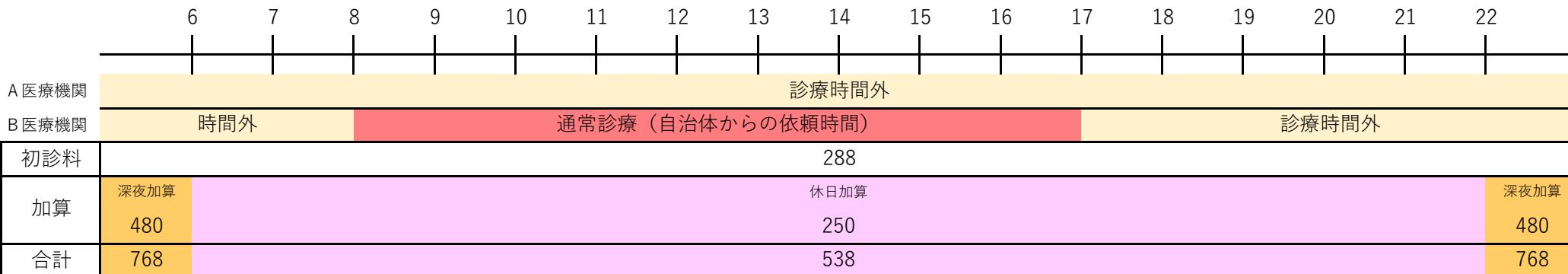
初診料	288									
加算	深夜加算 480	休日加算 250	休日加算無し 0			休日加算 250	休日加算無し 0		休日加算 250	深夜加算 480
合計	768	538	288			538	288		538	768

<< 事例対象外 休日加算内訳 >>

診療時間外 昼休み 通常診療 休日加算 深夜加算

【他事例1】

日曜・祝日を休診日としているが、急患等の理由で診察した医療機関、または「救急病院」や自治体が定める救急体制（輪番等）に参加している医療機関

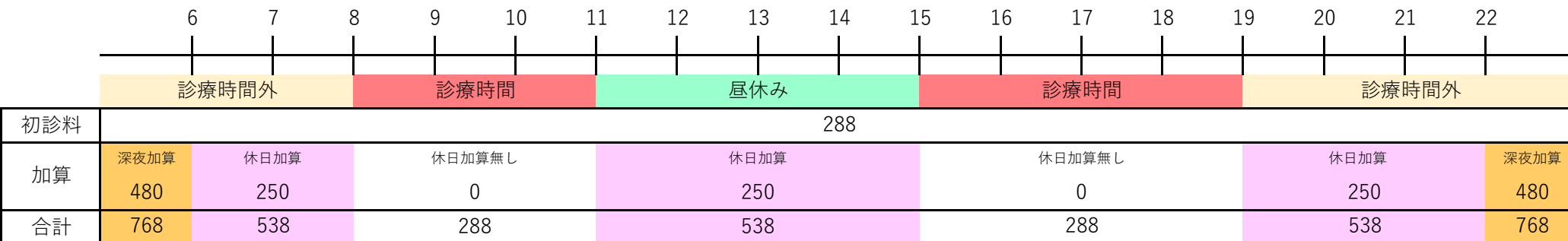


A 医療機関：日曜・祝日を休診日としている医療機関

B 医療機関：日曜・祝日に自治体の救急医療対策事業に参加している医療機関

【他事例2】

日曜・祝日を診療日と周知している医療機関



【他事例3】

日曜・祝日を診療日と周知していて、夜間早朝等加算の要件を満たしている医療機関

